

第 44 回 地方分権改革有識者会議 提案募集検討専門部会 議事概要

開催日時：平成 28 年 8 月 30 日（火） 13:00～14:00

場 所：地方分権改革推進室会議室（中央合同庁舎 4 号館 8 階）

出席者：

〔提案募集検討専門部会〕 高橋滋部会長（司会）、小早川光郎構成員、大橋洋一構成員、野村武司構成員、野口貴公美構成員、伊藤正次構成員

〔政府〕 境勉内閣府地方分権改革推進室次長、横田信孝内閣府地方分権改革推進室次長、五味裕一内閣府地方分権改革推進室参事官

※地方三団体の出席者については配布資料を参照

主な議題

平成 28 年の提案募集方式に係る重点事項について（地方三団体からのヒアリング）

地方三団体から意見聴取の後、質疑応答を行った。地方三団体からの説明及び主なやりとりは次のとおり。

（高橋部会長）まず、全国知事会から御説明をお願いしたい。

（全国知事会）資料 2 の 1 ページを御覧いただきたい。ここには、まず、総括的な考えを書いている。第 6 次地方分権一括法が成立し、地方分権改革が力強く前進していることを高く評価している。

今年の提案募集の取組の進展度合いについても、全国の都道府県が注目をしている。先日発表された各府省の第 1 次回答においては、提案内容について、対応困難や今後検討とされたものが多く、今後の検討過程で各都道府県の提案全般について、提案の実現に向けて、積極的な検討をお願いしたい。

2 ページを御覧いただきたい。義務付け・枠付けの見直しである。「従うべき基準」については、速やかに廃止又は「参酌すべき基準」化を進めることが原則と考えている。その上で、引き続き、義務付け・枠付けについて見直しを行っていただき、勧告においても示された「義務付け・枠付けに関する立法の原則」の法制化、「政府におけるチェックのための仕組み」の確立を図っていただきたい。

累次の分権一括法等により、義務付け・枠付けは一定の進展があると思っているが、実際には、見直しがない面もあると感じている。特に、福祉関係については、「従うべき基準」が多く、今回の提案にも多数それが現れている。このような考え方により、16 件について見直しを求めている。

3 ページを御覧いただきたい。大きく 2 つに分けているが、まず、勧告の未実施分に係る提案であり、勧告どおりの見直しを求めるものが 5 件ある。2 つ目に、勧告の対象にはなっていないが、勧告の趣旨に沿った見直しを求めるものが 11 件ある。

4 ページを御覧いただきたい。国から都道府県への権限移譲の提案についての考え方である。具体的には、6 件について国からの移譲を求めている。

このうち、特に今年は、いわゆる「空飛ぶ補助金」の問題を大きく取り上げている。「空飛ぶ補助金」は、地方自治体を実施する事業との連携が図られず、効果を最大限に発揮することができないという問題があるので、その補助金の自由度をできるだけ高めた上で、都道府県を実施主体にするか、もしくは都道府県にその補助金を交付することを求めている。

具体的には、4 件の提案があるが、今年は、新たに知事会が提案するものとして、2 件掲げている。地域・まちなか商業活性化支援事業費のうち地域商業自立促進事業について、事務・権限を都道府県に移譲してほしいというものが 1 件目、2 件目が、中小サービス業中核人材の育成事業及び小規模事業者支援人材育成事業について、事務・権限を都道府県に移譲してほしいというものである。

全国知事会では、今年の 5 月、各都道府県にアンケート調査を実施した。この結果、この 2 つの事業について、類似した都道府県の事業があると答えたのが、それぞれ 37 団体、35 団体である。そのうち、「空飛ぶ補助金」によって支障事例があると回答したのが、それぞれ 28 団体、20 団体ということで、かなり多くの団体で具体的な支障を感じている。支障を具体的に申し上げると、「国の事業に関する情報不足が都道府県にあり、地方自治体を実施する事業との連携が図られず、その効果を最大限に発揮することができない。」、また、「内容が重複し、二重行政の可能性がある。」といった意見が挙がってきている。

このような支障を解消する必要があるので、地域の実情を踏まえ、総合行政を展開している都道府県自らが実施するか、少なくとも都道府県を経由してその補助金を交付していただきたい。

「空飛ぶ補助金」以外については、2件について、全国知事会として都道府県への移譲を求める。

5ページを御覧いただきたい。これらは、全ての項目に共通して国に対処を求める事項であり、非常に原則的な事柄を書いている。特に、「工程表などの手順・スケジュールや具体的な人員・財源措置を示してほしい。」ということ、「財源については、事務・権限の実施に当たり、財源の不足が生じないように、必要な総枠を確保し、国から地方に財源移譲してほしい。」ということ、それから、人員の問題である。この3点については、都道府県からの意見が強い。

6ページを御覧いただきたい。7月29日に全国知事会が開催され、このような提言が採択された。

「提案の検討に当たっては、全国一律の権限移譲が困難である場合には、「手挙げ方式」を積極的に活用するとともに、広域連合へ移譲することについても検討してほしい。」ということ、「これまでの対応方針において、「検討を行う」とされた提案、年次を示して結論を得るとした事項について、速やかにフォローアップを行い、その内容を示すとともに、有識者会議における議論のテーマとして深掘りし、提案の実現を図るべきである。」ということ、「具体的な支障事例や制度改正の効果等の立証責任を地方のみに課すのではなく、地方への権限移譲や規制緩和を行うことを原則として、地方に委ねることによる支障等の立証・説明責任を国もしっかりと果たすという姿勢が必要ではないか。」ということを提案している。

地域交通については、今年は、「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案」に区分されている。地域交通については、第4次地方分権一括法により、一定程度分権が進められたところだが、今年も具体的な提案が出ている。路線バス、タクシー等、旅客自動車運送事業に関する事務・権限の移譲についても、今後、将来的に検討の俎上に乗せていく必要があるのではないかと考えている。

(高橋部会長)引き続き、全国市長会から御説明をお願いしたい。

(全国市長会)5月に成立した第6次地方分権一括法については、専門部会の先生方をはじめ、関係者の皆様方の御尽力に深く感謝を申し上げます。今年も303件の提案が出され、重要な課題を含んでいると考えている。

全国市長会では、提案に対する意見を提出するに当たり、各府省から第1次回答があった209件に対して、全国市長会に設置した地方分権改革特別委員会や行政委員会などに所属する役員市長を中心に調査を実施し、意見を取りまとめた。短期間の調査にもかかわらず、多数の市から意見を頂いた。本年度においても、総理の下で各大臣のリーダーシップにより、内閣府がしっかりと調整をとり、提案の最大限の実現に向けて積極的な検討をお願いしたい。検討に当たっては、地方の多様性を重んじた取組を推進していくことに配慮いただき、地方ごとの多様な事情への対応が可能となる手挙げ方式を是非積極的に活用していただきたい。

資料の7ページから、全国市長会の意見を述べている。重点事項については、手挙げ方式による実現を含めて、ほとんどの提案について、実現に向けた検討をお願いしたい。これらのうち、提案の検討に当たって、各市から寄せられた留意していただきたい意見を中心に説明する。

9ページを御覧いただきたい。9番の幼保連携型認定こども園の設備に関する基準の緩和に関する提案を検討いただきたいが、緩和した場合でも保育の質が確保されることを前提としていただきたい。

10ページを御覧いただきたい。11番の「処遇改善等加算」の加算率の認定に関する事務・権限の都道府県から指定都市・中核市への移譲に関する提案について検討いただきたいが、指定都市への移譲については、積極的な検討をお願いしたい。中核市への移譲については、手挙げ方式を含めた検討をお願いしたい。

12番の家庭的保育事業などにおける食事提供の搬入施設の緩和及び連携施設に関する経過措置の延長に関する提案を検討いただきたいが、食事提供の搬入施設の緩和については、アレルギー対応等、食の安全が確保されることを前提に検討をお願いしたい。

13番の病児保育事業に係る要件の緩和に関して検討いただきたいが、検討内容の中で、保育士の配置基準の緩和を内容としているので、保育の質が確保されることを前提に検討をお願いしたい。

11ページを御覧いただきたい。14番の一時預かり事業及び病児保育事業の届出提出先の市町村への変更並びに立入検査事務の市町村への移譲に関する提案を検討いただきたいが、指導監督の公正性や専門性の確保、あるいは事務負担の増加について配慮が必要と考えている。

15番の延長保育又は一時預かりと放課後児童クラブを併設運営する場合の職員配置基準等の緩和に関する提案について検討いただきたいが、両施設の目的や制度内容が異なることから、保育の質が確保されることを前提に検討をお願いしたい。

14 ページを御覧いただきたい。17 番の指定障害児通所支援事業者の指定等の権限の都道府県から中核市への移譲に関する提案を検討いただきたいが、中核市への移譲については、手挙げ方式を含めた検討をお願いしたい。

18 番の民生委員とは別の者が児童委員になることができるよう見直すという提案を検討いただきたいが、児童に関する問題は保護者が抱える問題と一体となることが多く、包括的な対応を求められる場合が多いことに配慮いただきたい。

17 ページを御覧いただきたい。22 番のマイナンバー法が定めるマイナンバー利用事務について、情報連携の範囲を拡大するよう見直すという提案を検討いただきたいが、このうち管理番号 300 番については、今後、指定都市とその他の市町村との間で適用される市町村民税の所得割の税率が異なることとなるので、そのことへの配慮が必要と考えている。

18 ページを御覧いただきたい。23 番のマイナンバー利用事務の委託を受けた者について、情報連携の利用が可能となるような見直しに関する提案を検討いただきたいが、管理番号 196 番及び 290 番については、行政機関でない公益財団法人あるいは指定管理者にまでマイナンバーの利用主体を拡大することになるので、リスク検証等への留意が必要と考えている。

19 ページを御覧いただきたい。24 番の生活保護費における返還金取扱事務に係る規制緩和に関する提案を検討いただきたいが、生活保護制度が、憲法 25 条の理念に基づき、国民に対して最低限度の生活を保障する制度であることに留意しつつ、十分な検討をお願いしたい。

22 ページを御覧いただきたい。31 番の市町村において照会可能な年金記録の範囲の拡大に関する提案を検討いただきたいが、厚生労働省からの回答には「ウィンド・マシンの貸与についての周知を毎年度実施する等、より一層の周知を図る」とあるが、各市からは貸与を希望しても台数が足りずに貸与されない状況にあるとの意見もあるため、ハード面の整備の検討を是非お願いしたい。

23 ページ以降は、平成 26 年及び 27 年案件のフォローアップである。基本的に、昨年お示した意見から変更していない。

資料には記載していないが、共通して是非お願いしたいこととして、まず、事務・権限の移譲対象を具体的に国が決定する段階では、工程表などの手順や、スケジュール、あるいは具体的な人員、財源措置を是非お示しいただきたい。

財源については、市に移譲された事務・権限の実施に当たり、人件費を含めて財源の不足が生ずることのないよう必要な総枠を確保していただき、国、都道府県から市に財源を是非移譲していただきたい。

人員については、技術や専門性を有する人材を育成、確保することが必要となる。研修や職員派遣など、必要な支援をお願いしたい。

また、事務・権限の移譲を円滑に進めるために、マニュアルの整備や技術的助言など、必要な支援を行っていただきたい。

(高橋部会長) 引き続き、全国町村会から御説明をお願いしたい。

(全国町村会) 28 ページを御覧いただきたい。重点事項の一つである、北海道島牧村から提案されている指定小規模多機能型居宅介護の居間及び食堂の共用に関する規制緩和について申し上げます。

指定小規模多機能型居宅介護は、いわゆる地域密着型のサービスの一つであり、通いを中心として訪問や泊まりを組み合わせるサービスを提供するものである。このサービスを提供している施設の居間、食堂を別途、要介護認定を受けていないお年寄りの介護予防等のために実施している介護予防・日常生活支援総合事業の交流スペースとして利用することで、複数のサービスを集約して経費を抑えるとともに、利用者間の交流や地域住民との交流などを生み出したいということが提案団体の意向である。

しかし、このサービスに関して、厚生労働省が通知で示している基準では、この居宅介護の居間、食堂を、介護予防等の交流スペースとして共用することは認められないと明記されていることから、利用できる施設が限られている村としては、是非共用を認めていただきたい。この地域密着型サービスの事業の人員や設備や運営に関しては、厚生労働省の省令で基準が定められており、提案団体が指摘している通知はその施行通知的なものと聞いている。

第 1 次回答では、厚生労働省は、省令で定めている基準の中では、居宅介護の居間、食堂等の設備は、専らその事業の用に供するものでなければならないとしながら、ただし書において、利用者等に対するサービスの提供に支障がない場合はこの限りでないとしている。通知についても、当該施設の設備利用を厳密に述べては

いるものの、このただし書の内容を否定するものではないとして、通知について必要な見直しを検討するという前向きな回答を頂いている。

是非提案団体の意見を踏まえ、適切な対応をお願いするとともに、提案団体と同様の解釈をしている団体もあると思われるので、内容の周知についてもよろしくお願ひしたい。

29 ページを御覧いただきたい。重点事項ではないが、地方創生推進交付金事業などの地域再生法に関連する手続の簡略化等に関する提案である。

本件は、多数の県、市等の共同提案であり、町村も一部入っているが、今年度から創設された地方創生推進交付金事業に関して、その前提となる地域再生計画の認定、変更を機動的に行ってほしいということや、計画、認定や、交付金の交付決定等に関して、年度当初から執行可能とするようにスケジュールを早期に示してほしいといったことなどを提案している。

第1次回答では、制度の弾力的な運用やスケジュールの早期公表等について一定の前向きな回答を頂いているが、この地方創生推進交付金は地方団体が強く要望して実現したものであり、より使い勝手のよい制度となるように、提案団体の意見を十分踏まえて積極的な検討をお願いしたい。

最後に、30 ページを御覧いただきたい。平成26年のフォローアップ案件である、町村の都市計画の決定に関する都道府県同意の廃止についてである。

本件については、従来から市と同様に町村の都道府県同意も廃止していただくよう主張してきた案件である。平成26年から導入された提案募集方式においても、全国町村会として提案をしている。

昨年度は実態調査も実施し、少なくとも町村規模に比較的近い市との関係では、都市計画の執行体制等に大きな差はないといったことも踏まえ、再度前向きな検討をお願いしたところである。

その結果、昨年の対応方針では、「運用方針で定められた協議に当たっての留意事項の定着状況を踏まえ、都道府県知事同意について、平成30年までに、町村の自主性を尊重する観点に留意し、廃止を含め、結論を得る」としていただいた。提案が実現されるよう、是非ともよろしくお願ひする。

以上の案件以外にも、県や市との共同提案の形で出ているものがあるが、提案団体の意見を十分にお聴きいただき、前向きな検討をよろしくお願ひする。

(高橋部会長) それでは、以上の三団体の御説明に関して質疑を行いたい。

まず、私から全国知事会に対して幾つか質問したいと思う。資料2の2ページに、「従うべき基準」についての言及があった。

「従うべき基準」について、速やかに廃止し、又は「参酌すべき基準」化してほしいという長年の地方団体の主張だと理解しているが、全体として、地方団体としてまとめて、これは問題だという形で積極的にピックアップして提案いただくという計画があるかどうかということについて、意見を頂戴したい。

(全国知事会) 3ページが具体的な支障事例であり、都道府県がやっている事務が中心である。福祉関係において、例えば、保育所であれば「保育の水準」である。これを守るために、各府省は「従うべき基準」でないと駄目だと言う。

こちらとしては、それを守っていたのでは現に保育所に入れられない子供の解消ができないという、非常に難しい価値のぶつかり合いがかなり増えてきているという印象を持っている。指摘いただいたとおり、更にもう少しその辺りをまとめて、具体的にどういう地域でどういう問題が生じているのかについて、全国知事会事務局として今後調査することも検討しているので、また、いろいろな打合せ等において示唆を頂ければ有り難い。

(高橋部会長) この点について、全国市長会、全国町村会からもお聞かせ願ひたい。

(全国市長会) 今年重点事項の中でも、「従うべき基準」から「参酌すべき基準」に見直していただきたいというものが幾つかある。例えば、9ページの管理番号177番である。ただ、今回、保育所等といわゆる放課後施設との併設などについて意見を聴いた際に、市によって相当意見が異なっているものがあった。

従来、厚生労働省等との間で見解が一致していなかったものは、例えば、いわゆる乳幼児の給食など保育される児童の安全に関するものであり、これらを「参酌すべき基準」にできないということは理解するが、どこまでが保育のいわゆる安全性に関するものなのかということからは、実は市によって意見が異なることがある。

例えば、園庭の位置については、都市部と地方部とで、確保することが割と簡単な土地、建物等があるところと、なかなか場所を確保することが難しいところがあり、一定の期間を限った小規模な家庭的保育も認められている。これも期間を延長してほしいという要望がある一方で、なかなか場所を確保することが難しいところについては、「従うべき基準」ではなく、要件を緩和してほしいという意見もある。他方、保育の質の低

下や、安全の確保の観点から、見直すべきではないという意見もある。全国市長会としても、一般的には、可能なものはできるだけ「参酌すべき基準」としてほしいと考えているが、個別に聴いていくと、市によって意見が異なることが福祉施設については結構ある。

そういう意味では、全国市長会としても、指摘いただいたように、できるだけ市の意見を通じて、今後、これは是非「従うべき基準」から「参酌すべき基準」にしてほしいというものをきちんと整理していく必要があるだろうと思っている。

(大橋構成員)今の点であるが、今回、ヒアリングをしてみて、地方公共団体の状況が相当違う。園庭を確保できる、できないという地価の問題や地理的な問題がある中で、園庭基準が「従うべき基準」になってしまっていると、そういう条件が整わないところはどうにもならなくなる。「参酌すべき基準」にしてもらえれば、高い水準でやるということは自分の意思で高く設定すればよいわけだし、そういう客観条件がないところは他の補完条件を付加して「参酌すべき基準」としてやってもらえればよいという形になるのであり、市町村の間で相当温度差、条件差があるような気がした。したがって、そのときに大事なものは、自治体が自分の置かれた状況の下で、自分のポリシーの下で、とにかく課題を達成することができる環境を用意することだろうと思う。

そうだとすると、全国市長会でも、意見を一本にまとめてという形でぎりぎりやると、なかなかまとまりにくいとは思ふ。今申し上げたような「参酌すべき基準」という形で、皆が意向に沿った形でやれるようにするという点で統一した形で意見を出していただけると、こちらとしても非常に受けやすい気がした。取りまとめの仕方として、先ほど出た、「従うべき基準」のままとすべきだという自治体も、他のところの足を引っ張る意図はないと思うので、その辺りを一致して意見を出していただけると、非常に話が進めやすくなるのではないか。足並みが揃って、それを受けてこちらが提案するという形をとれば、非常に折衝がしやすくなるという印象を持っているのだが、いかがか。

(全国市長会)保育の需要が多いところ、特に、小規模や家庭的保育で対応せざるを得ないようなエリアと、それ以外のところで、今まで各市の意見を聞くときにそういう区分をしていなかったが、指摘があったように、2つレベルがあると思う。

つまり、安全に関することで、これは全国一律でどうしても「従うべき基準」にしておかなければいけないものと、需要によって「参酌すべき基準」にさせていただき各自自治体を選択すればよいものと、指摘のようにそういった整理をして、できるだけ、安全に関することでなければ、「参酌すべき基準」として自治体に是非お任せいただきたいという整理をしてみたい。

(野村構成員)関連する話として、幾つか具体的な説明が先ほどあったが、例えば、園庭基準などについて言うと、検討に当たっては、保育の質が確保されることを前提とすることであるとか、あるいは、アレルギー対応が確保されることを前提とすることなど、とてもごもつともな留意事項、意見が書かれているが、これは非常に単純化してあるいは翻って考えてみると、保育の質が確保されないのでは認められない、あるいは、アレルギー対応に関する危惧が払拭できないので認められないという、ある意味では各府省の意見と非常に近接して読める部分もある。地方分権的には、例えば、園庭基準を緩和したとしても、自治体の取組によって安全の質は確保できると言っていただけないと、こちらとしてもどのようなスタンスで臨むべきか戸惑うので、この辺りのニュアンスをどう読めばよいのかということを少し説明いただくと有り難い。

(全国市長会)先ほど申し上げたように、意見を出すに当たっては、事務局で勝手に作文したわけではなく、各府省からの意見も付けて各市に意見を求めた。

その中で、「参酌すべき基準」としてほしいであるとか、あるいは要件を緩和してほしいという意見もある中で、指摘があったように、緩和すべきではないという意見もあった。ただ、関係府省の意見を丸のみして書いたわけではなく、そういう意見が聴いた市の中から出てきているので書かせていただいた。各府省と同じような懸念を地方が表明すると、なかなか各府省と調整しにくいという指摘はそのとおりだと思っているので、その点は、将来に向けて、もう少し細かい議論をしていきたい。

(高橋部会長)独立した市からの意見を取りまとめるものであるから、こういう性格になることはよく理解できる。我々としては、各府省に対して、こういうところについてはこういう配慮をきちんとできるので、移譲してほしいであるとか、緩和してほしいという観点から意見を言っていきたい。そのように受け取らせていただく。

(小早川構成員)今、部会長が言われたとおりであり、皆、同じことを言っているのだが、全国市長会からの意

見は、市の中で「参酌すべき基準」化に賛成のところと反対のところがあり、そこで苦慮しているのだと思う。対応としては、「参酌すべき基準」化した場合に恣意的に基準を緩めてしまう市が出ないようにという歯止めがあればよい。その歯止めがないと、だから「従うべき基準」でいくしかないのだと言って各府省は頑張るだろうから、そこに対しての工夫が要る。各市町村あるいは都道府県で、あるいは三団体等において、「参酌すべき基準」とされた基準についてそれを緩める場合の考慮事項を示すとか、そういった更なる基準ができれば、有力な交渉の材料になるのではないかと。なかなか難しいかもしれないが、お考えいただければと思う。(全国市長会) 一般的に、今回提案されたものについて、いろいろと先ほど留意点を申し上げたのは、あくまでも検討いただくに当たってこういう点も配慮いただきたいということで、市の中にはそういう心配をしているところも一部あるということで申し上げたつもりである。一部にそういった心配もあるが、一般的には、今回提案募集で提案しているのはそれぞれの自治体であるので、是非前向きに検討いただきたい。

それから、話があったように、こういう方策をとれば、例えば、アレルギー等の安全性に対する配慮ができるのではないかとということまでは、全国市長会としてまだ整理はついていない。そういった点も含めて、今後、全国市長会としても中で議論していく必要があるだろうと考えている。

(高橋部会長) その点はぜひ是非よろしく願います。

他の項目だが、資料2の6ページで全国知事会から指摘があった地域交通の関係について、国土交通省としては、平成26年の地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部改正法により、地方公共団体のイニシアチブで持続可能性がある公共交通ネットワークを実現するための新しい枠組みができたことと主張しているところ。そこで、具体的にはどのような事務や権限の移譲をイメージされているのか御教示いただきたい。

(全国知事会) 指摘いただいたとおり、第4次地方分権一括法の中での法律改正により、地域交通の部分の自家所有有償旅客運送事業の事務・権限については、手挙げ方式であるが、都道府県に移譲していただいた。

道路運送法の関係から言うと、まだ運輸局に権限があるのは、事業用の旅客運送である。具体的に言うと、バスやタクシーは、まだ運輸局に行って許可をもらわないとできない。

昔問題になったが、バスの停留所は事業用旅客運送関係なので、まだ緩和されていない。特に過疎などのところでは、いわばタクシーとバスの中間形態のようなものを検討しているところも結構あるわけだが、そういう形について、やはり地域のことを知っている主体が、他の福祉のことなどと併せて考えていったほうがよいのではないかとということで、事業用のところについても自家用と同様に地方公共団体に移管してほしいと考えている。

(大橋構成員) これから、交通難民や過疎の問題があり、外延化した市街地の外のところで非常に苦慮する問題が出てきている。コンパクト化を進める場合、こういう地域交通問題が中軸になることは各自自治体も認識しているところだが、この路線バスやタクシー関係で、個別の提案がまだあまり目立って出ていないような気がしている。先ほど話があったような乗合いなど、共通で交通事業をやる上でこれが支障になっているのか、バス停の問題でこういうことがあるという事例があれば、具体的な形で出していただくと、地域交通の問題を取り上げる形で話が進むのではないかと。

今は、福祉や幼稚園、保育園関係が非常に賑わっている反面、重要な問題であるにもかかわらず、地域交通は問題としては発掘されていないような印象を持っており、我々は地方の提案を受けて折衝する立場なので、その辺りの掘り起こしなど、問題意識を持っており、将来に向けて考えがあるということか。

(全国知事会) 第4次地方分権一括法において、自家用の方で少し緩和されたので、とりあえずはそちらの方で動いているというのが現場だと思う。

自家用有償で、NPOや市が委託するなどの形でまずは現場の課題に対応するのだが、それを超えた課題がこれから恐らく出てくるだろうという見込みの元に、全国知事会でも今年こういう議論が出てくると思われるので、恐らく来年には具体的な提案ができるかと思う。

(高橋部会長) 是非よろしく願います。

今回の提案で、マイナンバー関係の提案が非常に多く、そのうち、事務の委託を受けた管理代行者による中間サーバーの利用について、第1次ヒアリングで総務省からお答えいただいた。そのときには、中間サーバーは、地方公共団体情報システム機構が管理、設置していて、その判断で利用を認めることができるということであったので、参加している団体と地方公共団体情報システム機構との交渉の中で決めることができる話だと受け取った。そういう意味で、全国知事会におかれては、全国市長会や全国町村会とも連携いただき、事務委託を受けた管理代行者による中間サーバーの利用が可能となるように、地方公共団体情報システム機構と連

携、調整をしていただきたいとのお願いをしたいと思っているが、いかがか。

(全国知事会) マイナンバー関係は、今年かなり提案を出させていただき、かつ、これは全国知事会だけではなく、市町村とも非常に関連が深い問題だということで、一つは、地方公共団体情報システム機構が地方共同法人であるので、全国知事会としても運営に当然関与していく格好になっている。したがって、そこで解決ができるような問題については、全国知事会としても積極的に解決をしていきたい。

もう一つは、それ以外でもマイナンバーをもっと使いやすくする、行政の効率化という観点からもやっていくということで、それも都道府県と市町村とが一体になって考え、国に対してもいろいろな働きかけをやっていくべきと考えている。既に、8月8日に、全国知事会、全国市長会及び全国町村会が一体となって国への要請もしているので、地方でできる部分は地方でできるだけ解決をしていくが、やはり制度的に国にお願いしなければいけない部分はすごくたくさんあるので、このような形で一体的にまた働きかけもやっていきたい。

(高橋部会長) この点は、三団体は大体同じ意見か。

(全国市長会) 今、全国知事会から話があったように、全国市長会としても、是非利用を進めていきたい。

委託の場合に使えるという話であれば、そこはきちんとやらせていただき、今回の提案に出ていたいわゆる一般的な公益財団法人や、あるいは指定管理者の場合はどうなのかを含めて、委託で読めるのかどうかというところは、全国市長会としても検討させていただきたい。

(高橋部会長) 是非検討のほどよろしく願います。

中間サーバーの件については検討いただくということになった。その上で、マイナンバーの利用については、法定事務と連携事務の関係があり、連携事務の利用の場合については法定事務の範囲でしか利用できないところがネックになっているのだと思う。ただ、その一方で、地方公共団体の連携事務の事務執行に際しても、当該書類が本当に適当な書類なのか、法定事務との連携との関係で必要な書類の種類については見直しがあり得るのではないかということについては、ヒアリングの場で他の構成員からも指摘があった。この辺り、自主的にマイナンバー制度に乗りやすい形で事務処理を行うという観点が求められているということについては、どうお考えか。

(全国知事会) この問題は、恐らく、具体的にマイナンバー制度で情報管理のやりとりが始まってくると、より一層具体的な取組が始まってくると思うが、従前、住民基本台帳制度のときには、一部の団体、特に都道府県で言うと兵庫県などは、自分のところで使えるところをかなり広げていることをやっている。

その際に、指摘いただいたように、例えば、提出書の様式などにまで踏み込んで、使いやすいものに、かつ、不必要なものは書かないような形となるように、気を付けながらやっているとは思いますが、今後、そのような観点が必要だということは当然議論されてくると思うので、それぞれの現場でこれから検討が進んでいくのではないかと。ただ、どちらかと言うと、これはやはり市町村の窓口の方が大きな問題かと思う。

(全国市長会) 全国市長会としては、是非独自利用の連携事業についてもということをお願いはしているが、一方でマイナンバーに対する信頼、個人情報に対する懸念もあるので、全国市長会としてはこれまで、個人情報保護委員会の規則で定めるものについて、できるだけ多くのものをそこで認めていただきたいという話はしている。その上で、部会長の話にあったように、個人情報保護委員会の規則で認められた事務について信頼性を更に高めるために、様式内容を統一する必要があるということであれば、全国市長会としても検討はやぶさかではないが、市だけでも813ある。

医療費助成等を地方公共団体単独で行っているものについては、やはり所得の捕捉が必要なので是非お願いしたいということで、規則等で取り組んでいただいているが、全国的にほぼ同じくやっている事務について、情報を持っている個人の方にそういった懸念があるならば、様式の統一についても検討する必要があるかと思っているが、どういう形で様式の統一についての話を各市にするべきなのか、今、悩んでいるところである。

(高橋部会長) 支障事例がたくさんあるということ今回の提案で我々は承ったところである。その辺りについては、個人情報保護委員会の規則の取扱い等もあると思うので、マイナンバーに対する信頼性を確保しつつ事務の使い勝手を良くするという観点から、地方団体として国に積極的に働きかけをしていただくこともあり得るかと思うが、いかがお考えか。

(全国市長会) 指摘のような点は、様式が統一できればよいとも思うが、条例や規則等によって様式等を定めており、これは自治体の独自性もあるので、例えば、ひな型のようなものを作って、できるだけこれと同じような形でということを検討してみたいと思うが、今すぐそういったものを統一することについては、市の間で合意いただけるかどうかは、自信がない。

(高橋部会長) 例えば、国の補助要綱などで、全国統一的に要求しているような事項については、規則で位置付けていただき、自治体が入手できるようにするということもあり得るかと思うが、その辺りの制度全体の改善に係る要望を国に対してするという観点については、いかがか。

(全国市長会) 実は、この場とは別に、いわゆる情報化の推進という観点から、できるだけオンラインの申請を認めるために、各府省がいろいろと所管しているものについて様式を統一したらどうかという話を頂いている。

事務数は膨大になる。全国市長会がそれで指摘を頂いているのは、例えば、保育所へ入所の申請をする場合に、その方が事業所で働いているという証明を頂く際の様式は、各事業所から頂くのだが、この様式が市町村によって異なっている。これを統一すると、提出する事業主が、パソコンでの処理等が簡単になるという話を頂いている。

そういう意味では、徐々に一つずつそういった全国共通でできるものがあれば、取り組んでいく必要があるだろうと思っている。少しずつ、各府省にも検討していただけないか。

(全国知事会) マイナンバー関係は、先ほど申し上げたように、これから具体的に動いていくので、いろいろな現場で不都合な点が明らかになることがたくさん出てくると思う。その辺りは、これから我々も意識をしてすくい上げて、全国市長会、全国町村会とも連携しながら、国において制度を全体として見直してもらいたいものを直していただくことが必要かと思う。要請は、これからも引き続き、かつ、もう少し具体的にやっていくことが必要かと思う。

そのほか、今の段階では、国の方で、例えば、内閣府、総務省、厚生労働省と、一つの事務でも情報がいろいろなところにわたっており、制度を直してもらうときに、各府省の意見が結構異なっていることもある。そういう意味で、できれば、地方がいろいろな形で制度改正をお願いするときに、各府省の意見を国として統一をして、いろいろと交渉なり具体的な事務の打合せなりができやすいように、お願いをしたい。

(高橋部会長) どうもありがとうございました。

(以上)

(文責 地方分権改革推進室 速報のため事後修正の可能性あり)